

摂津市長 森山 一正 殿
摂津市教育長 箸尾谷 知也 殿

2022年度摂津市の予算編成と 当面の施策に関する要望書

2021年12月24日

日本共産党摂津市会議員団



はじめに

新型コロナウイルス感染症の感染拡大による未曾有の社会的危機から、市民のいのち、くらし、中小零細事業者の営業を守るため、地方自治体の役割が強く求められています。

現在、新規感染者数が減少し、緊急事態宣言は解除されていますが、変異株「オミクロン株」の感染拡大による第6波の到来も危惧されています。再び感染爆発、医療崩壊を起こさないため、迅速な3回目のワクチン接種とともに不十分な医療、検査体制の強化が急がれます。

また、2年以上に及ぶコロナ禍のもとで市民の暮らしや営業は大きなダメージを受けています。感染防止のための生活様式の変容は、人のつながりや地域社会の弱体化をうみはじめています。こうした社会的歪みは、子ども、高齢者、障害者、女性、中小零細事業者など社会的弱者により深刻な影響を与えます。あらゆる分野で、市民に寄り添うきめ細かな支援策が必要です。

コロナ禍は市民のいのち、健康、くらしを支える体制の脆弱さを浮き彫りにしました。日本共産党は、保健所の統廃合、急性期病床の削減、医療・介護などの国民負担増のこれまでの政治の流れを変え、ケアに手厚い社会への転換をめざし、ひきつづき全力を尽くす決意です。

市長は、「令和4年度予算編成方針」で「市民の命と健康を守る感染症対策に努めるほか、．．．アフターコロナの時代においても「こども」「健康」「安全・安心」の取り組みを着実に進める．．．」と述べておられます。「住民の福祉の増進」をはかる自治体の役割をはたす予算編成を行われることを強く求め、以下、具体的項目を要望します。

＜重点要望項目＞

1. コロナ対策について

- ・引き続き感染拡大を生じさせないために医療検査体制の拡充をおこなうこと。保健所の体制強化、病床削減計画の撤回等を国や大阪府に対して強く求めること。
- ・医療、介護、障害福祉、保育、学校等従事者に対する定期的なPCR検査の実施や自費検査に対する助成制度をおこなうこと。
- ・ワクチン接種3回目の円滑な実施と丁寧な情報提供に努めること。
- ・自宅療養者、自宅待機者に対する買い物代行等の支援制度を設けること。
- ・長引くコロナ禍のもとで収入の減った事業者や生活困窮者への支援に取り組むとともに、市の独自策として取り組んだ水道料金や学校給食費の減免等についても再度検討実施すること。

2. 全体の奉仕者として職員がいきいきと働ける職場づくりについて

- ・事務適正化第三者委員会で指摘された、コミュニケーション不全、情報共有不足の職場環境を改めること。
- ・業務量に応じ正規職員を配置すること。
- ・専門職の育成のため計画的な人事政策を行うこと。

3. PFOA汚染対策について

- ・早急に別府・東別府地域の地下水・水路のPFOA濃度の調査をすること。
- ・PFOA汚染が判明している地域の土壌、農作物などの調査をすること。
- ・PFOA汚染に不安を持つ市民の血液検査など健康調査をすること。
- ・大阪府とともに国へ土壌・農作物や健康についての指針作成を要請すること。
- ・ダイキン工業に対し、PFOAについての情報を公開するよう求めること。
- ・市民の命と健康、財産を守る立場に立ち、国・府・ダイキン工業に対策を講じるよう要請すること。

4. 自衛隊への名簿提供について

- ・自衛隊に若者の名簿を提供しないこと。
- ・自衛隊に個人情報を提供されたくない人に除外申請制度をつくること。対象者一人ひとりに対象となっていることを知らせ、除外申請用紙を送付すること。

5. 鳥飼まちづくりランドデザイン策定について

- ・情報公開、住民参加を徹底し、幅広い市民の意見を集約し反映すること。
- ・少子化問題における小規模校の問題について、子どもの利益を第一に、住民参加で丁寧な検討を行うこと。

6. 子どもの貧困対策について

- ・市独自の实態把握に努め生活支援課、子育て支援課はじめ全庁的な連携を強化し具体的に進めていくこと。とりわけ、ひとり親世帯等への個々に寄り添った支援を強め、必要な施策に繋げる正確な情報提供等うながすこと。
- ・実態把握のための独自調査を行い支援策に反映すること。

(1) 「住民が主人公」の立場で清潔・公正・住民本位の市政運営を

- 1 コロナ対策や市民税の減収見通しを理由にした市民向け予算の減額は行わず、地方創生臨時交付金財政調整基金などを積極的に活用し、必要な施策を充実させること。
- 2 臨時財政対策債については財政的な収支からその活用を判断するのではなく、一般財源としての活用と市民サービス提供との視点から判断すること。
- 3 中期財政見通しは、実際の決算数値とあまりにも乖離し、その信頼性が問われていることから、その活用の仕方について抜本的に見直すこと。
- 4 職員の定数管理計画を見直し、業務量に応じた正規職員を配置すること。専門知識や技能、経験の蓄積を考慮した人事政策および業務の繁忙期等に配慮した人事異動の工夫を行うこと。
- 5 パブリックコメントに対する市民意見が大変少ない状況を改善するためにも、情報公開や市民説明会の実施を含め市民参加のシステムを根本的に見直すこと。
- 6 指定管理者制度については、その選定や検証は、公平性、効率性、継続性を担保しつつ、市民サービスを向上させるという視点から再公営化も視野に判断すること。
- 7 公共事業の入札については、市内に実態のない業者等の監視を強めるとともに、一層の透明性、公平性確保に努めること。また様々な業務委託業者における労働条件確保に向け、市としての関わり方について研究すること。
- 8 小規模修繕工事等希望者登録制度については、引き続き公平・平等・公正さを追求して改善を行うこと。
- 9 総合窓口の開設や休日・夜間など時間外窓口の開設に向け検討を行うこと。
- 10 窓口業務は市民との第一の接触の場であることから、単に事務処理だけでなく、支援が必要な場合は相談に乗れる体制をつくること。
- 11 外国人技能実習生の増加などに対応した相談窓口を開設すること。市役所窓口案内や暮らし・防災の情報など多言語対応や「やさしい日本語表記」など共生社会を推進すること。
- 12 マイナンバー制度の見直し・廃止を国に求めること。マイナンバーカードの誘導策が進められるが強制ではないことを市民に周知し対応にも配慮すること。
- 13 旧三宅・味舌小学校跡地については、売却方針を「凍結」ではなく「撤回」とし、あらためて地域住民と共に協議する場を設け、有効活用を図ること。
- 14 別府コミュニティセンターの運営は地域住民の合意のもとに進め、公民館機能を後退させず、利用料も引き下げること。また、味生コミュニティセンター創設にあたっては、地域住民の声を反映し、公民館機能の維持・使用しやすい料金設定を行うこと。
- 15 旧別府公民館は売却せず、防災資機材倉庫として活用すること。
- 16 ジェンダー平等社会をめざし、実効性のある第4期男女共同参画計画の策定と、特定事業主行動計画の目標達成に積極的に取りくむこと。市議会でも意見書が採択されている所得税法第56条の廃止を国に働きかけること。

- 17 LGBT（性的マイノリティ）当事者への差別をなくす啓発や職員への研修、窓口での配慮をはじめ制度的な対応も含め行政的な支援を進めること。
- 18 国連核兵器禁止条約の批准、参加を日本政府に求める署名を、さらに大きく広げること。来年3月に開催される第1回核兵器禁止条約締約国会議へのオブザーバー参加をはじめ唯一の戦争被爆国として核兵器禁止に向けた積極的な取り組みを日本政府に強く求めること。
- 19 市民の参政権を保障する立場から、投票所の環境改善を図り、安易な統廃合を行わないこと。
 - ① 期日前投票所の増設、臨時期日前投票所の開設日数を増やすこと。
 - ② 身体的理由などにより投票所に行くのが困難な有権者の投票権を保障するために、投票所の環境を整備すること。病院、介護施設など施設内投票、郵便投票制度の周知を徹底するとともに、利用しやすい制度にするよう国に働きかけること。

(2) くらしと健康を守る社会保障の充実を

<医療・保健・衛生>

- 20 健康診断の受診率向上に努め、保健センターでの土日検診や市内各医療機関でのセット検診など体制充実を図ること。乳がん・子宮がん検診などは、申し込みに早期に対応できるよう体制を整えること。
- 21 新型コロナをはじめインフルエンザや熱中症予防など、適切な情報発信や迅速な対応を行い、市民の健康を守る対策を十分に講じること。
- 22 ・市独自の実態把握に努め生活支援課、子育て支援課はじめ全庁的な連携を強化し具体的に進めていくこと。とりわけ、ひとり親世帯等への個々に寄り添った支援を強め、必要な施策に繋げる正確な情報提供等うながすこと。
- 23 三島救命救急センター、千里救命救急センターに対する財政的援助の強化を大阪府に求めるとともに、近隣市や医師会とともに2次医療圏の救急医療体制の強化に力を注ぐこと。
- 24 子ども・ひとり親・障害者医療の入院時食事療養費を所得制限なしで助成すること。また、国・府に対して助成制度の復活を求めること。
- 25 被爆2世の医療費助成制度については、その支給要件である「世帯非課税」を少なくとも「本人非課税」に見直しすること。
- 26 府の福祉医療費助成制度の再構築で、対象から外された人を元に戻し、窓口負担も戻すよう府に求めること。
- 27 ふれあい入浴制度等を福祉施設等と協力、事業再開時には周知徹底をはかること。

<国保・後期医療>

- 28 国に対して「国保料引き下げのために国費1兆円の投入」を引き続き求めていくこと。
- 29 国保の府内統一化は、国保料高騰を招き、減免制度や一般会計繰入などについて市町村の権限を認めず、自治権を侵害するものである。全国唯一の異常な府内統一化に反対すること。

- 30 国保において、市町村は変わらず保険者としての権限を有する。市民に不利益な制度や運用はやめ、さらに市独自で改善すること。
- 31 国保特別会計の黒字分の活用や一般会計からの繰り入れ増で、保険料の引下げを行うこと。
- 32 保険料減免及び医療費一部負担金減免は、独自制度を維持し、さらに生活保護基準の1.3倍までの拡大など充実を図ること。一部負担金減免制度は財産確認をせず、通年使えるようにすること。多子世帯減免制度を創設すること。
- 33 保険料滞納世帯への保険証取り上げは行わず、18歳以下は正規の保険証を無条件で発行すること。
- 34 限度額認定証は滞納に関係なく、申請に対して速やかに発行すること。
- 35 国保でも傷病手当制度や出産手当金制度の創設、埋葬料なども他の保険並みに引き上げるよう国に求めること。
- 36 後期高齢者医療保険制度の保険料値上げ、窓口負担の引き上げに反対すること。国に対し、制度の廃止を求めること。

<高齢・介護>

- 37 民間賃貸住宅家賃助成制度を広く周知すること。また、家賃限度額をなくす、助成額の増額など制度の拡充を行うこと。
- 38 ひとり暮らし高齢者に対する実態に見合った支援を充実させること。愛の一声訪問事業の回数を元に戻し、様々な見守りの体制を整えること。緊急通報装置事業の基準を緩和し、対象者を拡大すること。
- 39 紙おむつ支給対象を長期入院、介護施設入所でも使えるようにすること。
- 40 地域包括支援センターは、市内高齢者の実態に応じた体制となるよう市として責任を持つこと。
- 41 認知症高齢者や介護が必要な当事者・家族の相談支援などいっそう充実させ、地域での孤立を防ぎ、虐待などにつながらないよう見守り等の体制を強化すること。
- 42 特別養護老人ホームの入所については今後も要介護1・2の人も対象者とし、待機者としてもカウントすること。特別養護老人ホームを増設すること。
- 43 食事・部屋代補助の申請を萎縮させる、金融機関調査や調査への同意書取り付けを行わず、窓口の対応は威圧的にならないようにすること。
- 44 保険料減免制度を周知徹底すること。市独自の保険料・利用料減免制度の改善・創設を行うこと。利用料2割・3割負担への独自の軽減措置を行うこと。
- 45 総合事業では、今後もすべての要支援者に現行通りのサービスを提供し、事業所の報酬も削減しないこと。つどい場合は、元気な高齢者が元気な状態を維持するために集う場として市が責任を持ち、デイサービスの代替にしないこと。
- 46 原則全員「要介護認定」での判定に戻し、要介護認定調査の期間を30日以内に短縮すること。基本チェックリストの使用は、早期サービス開始など必要な時だけに限ること。

- 47 今後予想される利用料負担増の拡大、ケアプラン有料化、要介護1・2の総合事業化に反対すること。「卒業」強要やサービスの回数制限につながる改悪に反対し、摂津市では行わないこと。
- 48 介護労働者の低賃金、劣悪な労働条件の改善に向け引き続き国に対して働きかけること。介護報酬引下げには反対すること。

<障害者福祉>

- 49 65歳以上の障害者を機械的に介護保険サービスに移行するのではなく、当事者の実態に即して継続したサービスが受けられるようにすること。また、介護保険サービスに移行する場合も、非課税世帯は無料になるよう補助をおこなうこと。
- 50 「共生型サービス」の導入で、高齢者・障害者が不利益を受けないようにすること。
- 51 障害者の働く場の確保、就労支援を積極的に行うこと。市自らが障害者雇用率の目標を達成し、市内企業に対しても、障害者雇用率を引き上げるよう働きかけを行うこと。
- 52 障害当事者や支援団体などの活動や交流の拠点となる「障害者センター」の整備を行うこと。（学園町の旧商工会事務所へ移転した「障害者総合支援センター」は設備面からしても不適當）
- 53 引き続き日中活動の場やくらしの場、相談支援など障害のある人の地域生活を豊かにする上で、必要な支援を拡充させること。
- 54 障害者支援事業所の職員の待遇改善を図ること。また、事業所に対する指導援助の充実を図ること。

<生活保護・困窮者支援>

- 55 生活保護基準を引き下げ前に戻すよう国に求めること。
- 56 住宅扶助限度額の引き下げによる影響で超過額を負担している被保護世帯に対して、実態把握と必要な代替措置を講じること。厚労省の局長通知にある特別基準・経過措置についても可能な限り適用すること。
- 57 稼働年齢層の生活保護にあたって、生活困窮者自立支援制度に基づく就業支援を行うつつも、申請については法の精神に基づいて保護の適用を行うこと。
- 58 生活保護を含む低所得の高齢者に熱中症予防の観点から、冷暖房機器の設置費用の助成を行うこと。
- 59 生活保護利用者に通院移送費が支給されることを周知徹底し、簡易な方法で申請ができるようにし、必要な人すべてに支給を行うこと。
- 60 生活保護利用者に対する一律の資産調査は行わないこと。また、貯蓄を理由に支給停止の申し出を依頼するなど、不当な取り扱いを行わないこと。
- 61 ケースワーカーの資質向上に努め、増員を図ること。女性ケースワーカーを複数確保すること。
- 62 住民税減免制度の周知を図り、市民の状況に応じ活用し、寄り添った対応を行うこと。
- 63 市税・国保料等の滞納分の差押えについて

① 差押禁止財産は、預金口座に入ったものも含め、差押えしないこと。

② 分割納付中の差押えは行わないこと。

③ 「地方税における猶予制度の見直し」は「納税者の負担の軽減」が趣旨である。滞納金額の2年完納を強要せず、対象者の生活実態の把握に努め、制度見直しの趣旨を充分踏まえた市民に寄り添った対応をすること。

64 市民税の申告は自主申告権を侵害せず、相談については市民の立場に立った親切丁寧な対応を行うこと。また、市民の社会的立場を尊重し、勤務先・得意先などへの問い合わせは行わないこと。

(3) 地元商工業・農業の振興と地域経済の発展を

65 新型コロナウイルス感染拡大・消費税10%実施による影響と市内商店、事業所等と実態を丁寧につかみ、地域経済の振興に力を尽くすこと。

66 大規模小売店舗等の出店、閉鎖、移転、縮小は、地域経済と自治体に大きな影響を及ぼすことになるため市内外の状況把握に努め、必要な対策を講じること。

67 中小企業振興条例を策定し具体化を図ること。特に小規模企業振興基本法を踏まえ工場家賃や機械リースへの補助事業など、小規模事業所にとって有効な支援策を行うこと。

68 拡充した融資制度の周知に努めること。市中銀行による貸し渋り、貸しはがしの実態の把握に努め、本市としてその手だてを講じること。

69 市内事業者の仕事を増やし経済効果も高い「住宅リフォーム助成制度」「商店リフォーム助成制度」等を創設し、耐震補強やバリアフリーの助成と併用して、また、災害による修繕への助成ともなるよう、総合的に活用できるようにすること。

70 企業立地等促進奨励金の交付企業に対し、市内の雇用状況、市内の下請け企業への発注状況等を調査し、市内での正規雇用や市内企業への下請け発注等、市内産業の振興・活性化へ寄与するよう求めること。コロナによる非正規・派遣切りなど行わないよう申し入れること。

71 「都市農業振興基本法」にもとづき、市内農地を防災上、都市計画上、生活環境上からもいっそう積極的に保存、活用、拡大するための施策を検討すること。また、農地所有者に対する更なる支援措置を積極的にすすめること。

72 市民農園のさらなる拡大、学習田など市が市内農地を積極的に活用する施策をすすめること。多くの市民が利用できるようなシステムを構築すること。

(4) 環境を守り快適で住みよい街づくりを

73 地球温暖化の要因といわれる温室効果ガスの削減を市としても率先して取り組み、市民や市内事業所等にいっそう啓発に努めること。

74 JR東海新幹線鳥飼車両基地内の地下水汲み上げを監視し、地盤沈下の未然防止のためあらゆる措置を講ずること。

75 太陽光発電設備設置に対する助成制度など自然エネルギー推進の施策を行うこと。全避難所に太陽光発電設備と蓄電池を設置すること。

- 76 PFOA汚染について、国・大阪府任せにせず、水環境・土壌・作物・人体など必要な調査を要望し、国・府が行わないならば摂津市独自でも行うこと。ダイキン工業敷地内および公共下水道放流水の濃度の公表を求めること。市民とともに問題解決を図る立場に立つこと。
- 77 ダイオキシン対策は大阪府任せにせず、かつてダイオキシン汚染を起こした事業所をはじめ、焼却施設の実態把握と監視を府と連携しつつ主体的に取り組むこと。
- 78 大気汚染、地盤、放射線測定など環境観測の地点の拡大と検査項目の充実など、府へ働きかけるとともに、市独自でも行なうこと。
- 79 市内ゴミ収集業務の7割に拡大された民間委託業務の検証を行い、これ以上の委託拡大は行わないこと。
- 80 廃棄物処理の広域化は、住民への情報公開、住民との協議を行い、双方の住民の納得と合意のもとにすすめること。また、市民への負担は避けつつも、経済効率一辺倒で環境施策を後退させたりしないこと。
- 81 事業所のゴミ減量と商品の過剰包装をあらためるよう指導を強化すること。
- 82 ごみ分別の徹底のために、定期的な組成調査の実施と業者指導の徹底を行うこと。
- 83 特定家電リサイクル法に基づく回収費用を中小業者や消費者の負担を減らすように改善を国に要望すること。
- 84 マンションの開発にあたっては、駐車場の100%確保と管理人を必ずおくように、引き続き指導、監督すること。
- 85 市内の公園トイレにおいて高齢者や障害者の使用を考慮し、可能なところから洋式化や多機能トイレの設置に取り組んでいくこと。
- 86 小さい子どもが安心して楽しめる魅力ある公園遊具の設置に取り組むこと
- 87 ひきつづき全市的な緑化を促進するとともに、淀川河川敷の早期整備を働きかけること。
- 88 市立第6集会所（旧一津屋公会堂）は、摂津市指定有形文化財第1号に指定されている芝居小屋であり、さまざまな活用を図ること。
- 89 市立第27集会所（東別府2丁目）の移設・建て替えを行うこと。
- 90 摂津市住宅マスタープランの「安全安心の確保による住み続けられる街の実現」へ空き家の利活用、公的・民間賃貸住宅の活用を推進すること。
- 91 市営住宅の維持管理のうち、草刈りや樹木の剪定など身体的な負担を伴う入居者負担について、入居者間の分断をつくらぬよう支援をおこなうこと。
- 92 市営鳥飼野々住宅跡地のコミュニティセンター構想について、意思決定段階から住民参加を徹底し、児童センター機能をもつ地域コミュニティ施設設置に向けた取り組みを早期に具体化すること。

(5) 災害・防災対策、被災者に対する公的支援について

- 93 新たな地域防災計画の改訂にあたっては、自助や共助を強調するのではなく、市として公的な支援体制を強化、充実させること。

- 94 職員数の増員、体制の充実を図ること。とりわけ、消防職員の増員については計画的に整備していくこと。
- 95 引き続き、民間企業との防災協定を推進し、一時避難所を増やすこと。同時に、地域防災計画で築いてきた人的な財産(おまかせ会員、お願い会員の体制)の見直し、活用について発展させること。
- 96 ゲリラ豪雨対策として、安威川流域の支川を含め総合的な治水対策(浚渫など)を強化するよう関係機関に働きかけること。市内ポンプ施設そのものの浸水対策と非常用電源の設置を行うこと。また、日常的に土のうの配備など緊急対応策の具体化を進めること。
- 97 家屋の全壊、半壊に対する現状の支援策の見直しをはじめ、一部損壊に対する支援策を本格的に実施するよう国に働きかけること。また、固定資産税の減免をはじめ市独自の支援策を検討すること。
- 98 災害時の倒壊による被害を防止するため危険なブロック塀等の再点検を行い、撤去、更新に対する補助制度を創設すること。
- 99 耐震改修費への市独自の貸付制度創設など民間住宅の耐震化を促進する方策を検討すること。木造集合建築物の耐震化を促進するために実態に即した具体策を研究すること。

(6) 安全で安心して暮らせる都市基盤の整備を

100 J R千里丘駅西口再開発について

① 駅前広場や道路の整備は当然行うべきと考えるが、35階建タワーマンションの必要性やビル風の問題、店舗面積の根拠(周辺商店との調整等)などもっと議論・検討すること。

② 都市計画法第74条「地元権利者の生活再建措置」や各地の取組みも参考に、従前評価額の引き上げをはじめ、約6割を占める借家人の将来設計への対応、市独自の融資制度や代替地の確保など地元権利者の今後の生活と営業に責任を持つこと。

③ 西口側の整備に合わせ、東口側施設のリニューアルと東西の活性化に向けて検討すること。

- 101 市内全域でバリアフリーのまちづくりを進めること。全市的に府・市道の歩道の拡幅、段差の解消を促進するとともに、自動販売機、違法駐車、違法出店、廃車放置、電柱など歩道上の障害物を撤去すること。
- 102 防犯灯や道路灯の新增設や維持管理を住民の声を取り入れつつ進めること。
- 103 防火水槽および消火栓の整備と合わせ、耐震性貯水槽の増設など水利確保をはかること。
- 104 市内危険個所の総点検を行い改善の基準をつくり、交通事故一掃の取り組みをおこなうこと。通学路危険個所総点検の結果の報告も行き、計画的に整備すること。
- 105 高齢者を含め市民の移動支援等については、地域公共交通計画を策定し全面的に取り組むこと。

- ① 公共施設巡回バスについては、市の行事等へ参加できるように土日祝日にも運行すること。
- ② 市内循環バスについては、運転手の確保を要請し、引き続き利便性の向上を求め、敬老パスなど料金の免除、減額の制度を検討し実施すること。
- ③ バス停の安全対策、ベンチ、屋根の設置など利用者の利便性向上を図ること。
- 106 デマンドタクシー制度の実施などによる市民の足確保に努めること。高齢者・障害者にタクシー割引券の発行を行うこと。
- 107 正雀駅前の安全な歩行者導線の確保のため歩道整備を急ぐこと。
- 108 JR千里丘駅東口ロータリー周辺の段差解消とタイル張り替えなど抜本的な改修を行うこと。
- 109 都市計画道路廃止後の府道の安全対策を府に働きかけること。
- 110 府道大阪高槻線の危険箇所の総点検を行い、歩道の拡幅、傾斜・段差の解消等を引き続き府に働きかけること。
- ① 鳥飼八防バス停留所（鳥飼八防1丁目）付近の歩道の早期拡幅を大阪府に強く求めること。
- ② 鳥飼野々1～鳥飼下1及び鳥飼八防2丁目の歩道拡幅、段差の解消。
- ③ 別府交差点から南別府新幹線下の歩道の整備をおこなうこと。
- ④ 排水柵の土砂やゴミの定期的な浚渫、雨水が路面にたまらないよう排水機能を確保すること。
- ⑤ 一津屋交差点の近畿自動車道高架下の照明の改善。（昼間でも暗くて危険）
- 111 鳥飼八防交差点の抜本的な安全対策を講じること。また、交差点南側の歩道拡幅、信号待ちスペースの確保を図ること。
- 112 府道正雀一津屋線の道路拡幅や歩道整備について府に働きかけること。
- ① ライフ正雀店周辺の歩道の安全対策を図ること。
- ② 第4中学校前から別府交差点までの歩道確保（東別府側だけでなく別府側も）と鉄板蓋の取替を行うこと。
- 113 府道正雀一津屋線の東別府4丁目コンビニ前の横断歩道に押しボタン信号を設置すること。
- 114 府道千里丘寝屋川線について
- ① 昭和園地域トーカン工業グラウンド側に歩道を確保すること。
- ② 千里丘東1、2丁目地域内側溝部分の改善を行うこと。
- ③ ダイシャット千里前の水たまり解消のための舗装を行うこと。
- 115 府道十三高槻線の歩道のインターロッキング路面の改善を府に働きかけること。三島3丁目交差点の歩道切り下げ部分の段差を解消し車椅子等が通行しやすくすること。
- 116 府道八尾茨木線、府道茨木寝屋川線の狭隘な歩道の整備、段差の切り下げ、雑草の伐採を府に働きかけること。
- 117 府道茨木寝屋川線北行きの京阪バス「流通センターバス停」の待機場所について、関係機関と協力して改善を図ること。

- 118 市道千里丘三島線の千里丘東2丁目側の拡幅整備については、早期完成をめざすとともに、交差点の右折レーンの設置と信号の改善を行うこと。また、香露園1号線への大型車通行規制も並行して取組むこと。
- 119 市道千里丘三島線、三島3丁目17番地付近歩道の拡幅整備をすること。
- 120 市道正雀三島線の歩道の改善、整備を進めること。（狭隘で段差もあるため車道にはみ出る歩行者が多い、旧味舌小跡地等工事の大型車両の通行などで大変危険）
- 121 市道鳥飼八防鳥飼上線の鳥飼野々3丁目付近の排水溝の整備を。
- 122 市道鳥飼八町8号線(水路に蓋して設置されている道路)のスピード規制、飛び出し防止など安全対策を。
- 123 新在家2丁目中央環状線との合流地点の安全対策を講じること。
- 124 市道新在家鳥飼上線（新幹線側道）の新在家2丁目の侵入禁止の標識の視認性を高め、逆走を防止すること。
- 125 千里丘朝日が丘線の拡幅整備については、地権者の意向を尊重して対応すること。
- 126 鶴野2、3丁目境界、青少年広場から4丁目に伸びる市道の歩道は、植え込みによって狭小になっている。車椅子などが通れるように、凹凸や段差の改善を行なうこと。
- 127 鳥飼野々3丁目、西面緑地について
 - ① 定期的な高木の剪定、落ち葉の清掃を行うこと。
 - ② 歩道の低木、生垣について、見通しを悪くしないよう定期的に伐採すること。
 - ③ 街路灯を早期にLEDに切り替えること。
 - ④ 南水路への排水管の土砂や根の詰まりを除去して排水能力を確保すること。
- 128 鳥飼北小学校周辺道路の速度、重量、違法駐車等の交通規制強化を摂津警察へ強く働きかけるとともに、歩道の拡幅や横断歩道の整備等児童の安全対策を図ること。
- 129 明和池公園の利用で子どもやベビーカーなどの利用が増えている竹の鼻ガード、坪井ガードの歩行者通路の安全対策を図ること。
- 130 香露園地域からコミュニティプラザへの避難路の確保を。
- 131 香露園ガランド遊歩道周辺道路の一方通行の標識をわかりやすくして、逆走を防止すること。
- 132 サンドライビングスクール横の大正川側道路の安全対策を。
- 133 大正川橋と長曾橋間に設置されている低いガードレールを正規の高さに改善すること。
- 134 一津屋2丁目16-25地先、通学路にカーブミラーを設置すること。
- 135 ブロック塀の撤去等補助金、被災住宅修繕支援金制度については、必要とする市民が使える制度に拡充をおこない実施すること。
- 136 鳥飼本町3丁目15番地先の三叉路にカーブミラーを設置すること。
- 137 鶴野橋南詰、中央環状線下の自転車専用道に防犯カメラを設置するとともに、危険なボックス内通行から専用道への安全な誘導を図ること
- 138 薄れて見えにくくなっている横断歩道や一時停止線など路面表示を引き直すこと。

(7) 子育て、学校教育、社会教育の充実を

- 139 「子どもの権利条約」の理念に基づき児童・生徒の人権を尊重すること。
- ① 一切の暴力・体罰・パワハラ・セクハラのない教育環境づくりを行うこと
 - ② 多様な性自認・性指向について認識し、身近に性的マイノリティの当事者が必ずいることを前提にしてLGBT等への誤解・偏見の解消に向けた取り組みを行うこと。
- 140 スクールソーシャルワーカーの増員、各校に常勤のスクールカウンセラーを配置すること。
- 141 日の丸・君が代への敬意の押し付けは行わないこと。児童生徒、保護者、教職員の内心の自由を保証すること。
- 142 道徳教育については、指導計画・教材等の押し付けを行わず、各学校の取り組みを尊重すること。
- 143 今日、部落問題は基本的に解消しており、「人権教育」の名による「同和教育」「解放教育」を行わないこと。
- 144 全国学力テストについて
- ① 全国学力テストに参加しないこと。国にその中止を求めること。
 - ② 全国学力テストの「調査結果」は学校別を含め公表しないこと。大阪府に対して公表しないよう求めること。
- 145 市独自の学力定着度調査は中止すること。
- 146 大阪府中学生チャレンジテストについて
- ① 中止・撤回を大阪府教育庁に求めること。
 - ② チャレンジテストの結果を高校入試判定に反映させないよう大阪府教育庁に働きかけること
 - ③ 摂津市教育委員会としてチャレンジテストに参加しないこと
- 147 小学生すくすくテストについても中止を求めること。
- 148 学習指導要領は大綱的な基準であることを確認し、各学校の教育課程編成権を尊重すること。学習指導要領の抜本的見直しを文部科学省に求めること。
- 149 公立高校授業料の無償化の継続と私立高校授業料の実質無償化を国・府に働きかけること。
- 150 少人数学級の拡大を国や府に要望すること。小学校1年生等補助教員の配置を今後とも継続すること。本市独自でも35人学級の実施を検討すること。
- 151 支援学級在籍児童を含め35人または40人以下の通常学級となるようダブルカウントを採用すること。
- 152 教職員の労働条件を改善すること。
- ① 教職員の増員や現行の配置基準の抜本的見直しを国や府に働きかけること。
 - ② 定数確保と産休などの欠員補充をすみやかに行うこと。
 - ③ 教職員の勤務時間など実態調査を引き続き行うとともに、業務の削減など長時間勤務を抑制するための具体的な対策を講じること。

- ④ メンタルヘルス対策を行なうこと。
- 153 教職員の「評価育成システム」や「授業アンケート」を中止すること。
- 154 宿泊を伴う学校行事すべてに付き添い看護師を配置すること。
- 155 大規模校の摂津小学校、今後の児童数急増が見込まれる千里丘小学校について、安全な教育環境を確保するため、施設整備を早期に実施すること。
- 156 学校給食は安全安心を大前提に教育の一環として拡充を図ること。
- ① 調理員の退職者不補充の方針を見直し、これ以上の民間委託は行わないこと。直営・自校調理で安全安心の給食を実施すること。
- ② 栄養教諭の全校配置へ国・府に求めつつ、市独自対応も検討すること。
- ③ 安全な学校給食めざして、施設の改修、食材の検査体制を強化すること。
- ④ 学校給食法等に定められた目標、目的に沿った中学校給食を目指し、栄養バランスのとれた給食をより多くの生徒に提供できるよう常に改善を図ること。
- ⑤ 中学校全員給食について、小学校給食のように安全でおいしい給食にするために自校調理・親子方式にて検討を行うこと。
- ⑥ アレルギーの児童に対応して、除去食を調理するための設備の拡充を図ること。
- 157 各学校・幼稚園・保育所に共通する施設改善・管理運営について、
- ① 施設の耐震化の促進、経年劣化による危険箇所の把握と安全対策を早期に実施すること。
- ② 非構造部材の耐震化計画の策定と安全対策を講ずること。
- ③ トイレの改修を行い、洋式トイレの設置や専門業者による定期的な清掃を行うこと
- ④ 体育館へのエアコン設置を計画的に進めること。
- ⑤ 各学校の警備員の配置、交通専従員の増員、警備システム・校内緊急連絡体制の整備を行うこと。
- ⑥ 学校に太陽光パネルなど自家発電設備を設置すること
- 158 通学路の危険カ所の把握と安全対策を関係機関が連携して実施すること。
- 159 学校図書室に専任の職員、司書の配置を行うこと。図書購入費を増やすこと。
- 160 障害のある児童の教育について
- ① 障害の種別、程度に見合った必要な施設や教材の充実をおこなうこと。
- ② 「特別支援教育」への教職員の増員をはかること。
- ③ 指導員、障害児等支援員の体制の充実をはかること。
- ④ 通常学級とのダブルカウントを行うこと。
- 161 就学援助金制度は、子育て支援策として充実を図ること。
- ① 認定基準を引き上げること。
- ② 支給費目にクラブ活動費を追加すること。
- ③ 中学校給食の給食費も支給対象にすること。
- 162 学童保育ガイドラインにもとづきサービス・施設を拡充すること
- ① 学童保育の民間委託拡大、民営化は行わないこと。

② 希望者の全員入室を保障するとともに、条例に定めた面積基準の順守、1クラス40人以下の早期実現をはかること。

③ 正規の指導員の配置を行い、身分を保障すること。

④ 要支援児の受け入れを続け、4年生以降も入室できるように検討すること。人員配置など個々の実情に合わせた対応をすること。

⑤ 毎週土曜日保育、長期休暇における朝の保育時間の繰り上げ、高学年受け入れなど早期にサービスを拡大すること。

⑥ 民間委託3校の検証を行い公開すること。

163 放課後の全児童対策について

① 「わくわく広場」の充実にむけ、指導員の確保、開催日数の拡大等充実を図ること。

② 放課後の児童生徒が安全にボール遊びのできる空間を確保すること。

164 増加する児童相談等に対応できる家庭児童相談課の体制を強化すること。

165 公民館について

① エレベーター設置などバリアフリー化を早期に進めること

② 社会教育施設として、公民館の役割、機能を維持しつつ、地域コミュニティの拠点として柔軟な運用をはかること。

166 安威川以南地域へ第2児童センターの設置をおこなうこと。

167 温水プール入り口前の府有地を活用し、身障者・高齢者用の駐車スペースを確保するよう引き続き府に働きかけを行うこと。

168 幼児教育・保育の無償化について

① 保育料から外された給食副食費の無償化をはかること。

② 主食費の負担軽減を図ること。

③ 指導監督基準を満たさない認可外保育施設を無償化の対象から外す条例を制定し、基準を満たすよう指導を強化すること。

169 保育所の運営は児童福祉法第24条第1項にもとづき、公的責任を果たすこと。待機児童解消は認可保育所によってはかり、詰め込みや基準の低い安易な対策によらないこと。

170 新制度における小規模保育事業については、原則A型のみとすること。

171 民間保育事業者、小規模保育事業者の新規参入に際し、安定性、継続性などチェックすること。事業撤退などによる子どもや保護者の混乱を招かないようにすること

172 公立の就学前施設のあり方について

① 子育て総合支援センターのみならず、べふこども園・とりかいこども園についても地域のセンター的な役割を堅持し、民間の手本となるような事業と運営に努めること。（保育所不足で入所定員を割る受け入れしかできない状況は即時改善すること）

② 待機児童の解消を民間任せにせず、公立の保育施設等を整備すること。

③ 新型コロナ感染症等による長期休園がおきた際の代替保育ができる体制確立に尽力すること。

- 173 保育士確保のための施策の拡充と職員の育成定着のための実践的な援助も含め、公立施設がイニシアチブをとって役割を果たすこと。また、保育士待遇改善策について国に強く働きかけること。
- 174 乳幼児検診や子育て相談、疾病の早期発見のためにも保健師を増やし、体制を充実すること。伝染病など流行病に対する予防と検疫に万全を期し、無料で行うこと。
- 175 ひとり親家庭への個々に寄り添った支援とともに、児童扶養手当受給者などに生活保護制度の正確な情報を周知徹底すること。
- 176 子どもの貧困対策における実態調査を行い、生活支援課、子育て支援課など全庁的な連携を強化し具体的に進めること。